〔提出対象：給付奨学生（自宅外通学の学生のみ）〕通学形態変更届（自宅外通学）の記入例

この通知は、進学後の手続きに必要な重要なものです。紛失しないよう大切に保管してください。

令和７年度大学等奨学生採用候補者決定通知【提出用】

令和６年１０月１５日

登録番号	99999901-100-00999
学年等	3 年　10 組
出席番号	A000001
氏名	学校用　見本（ｶﾞｯｺｳﾖｳ ﾐﾎﾝ）　様

＊ 99999901　#5999999

支付書類コード 5

※ コードにより交付される書類が異なります。封筒の裏面にてご確認ください。

独立行政法人日本学生支援機構

1．申込内容及び選考結果

申込内容	給付奨学金	貸与奨学金	入学時特別増額貸与奨学金
	希望する	併用貸与・第一種奨学金・第二種奨学金の審査を希望する	希望する

選考結果	給付奨学金(注4)	貸与奨学金
	候補者決定 支援区分：第Ⅰ区分	ア～ウのうち、「候補者決定」と記載のものを１つだけ選択できます
		ア：併用貸与(注1)
		イ：第一種奨学金 候補者決定
		ウ：第二種奨学金 候補者決定
要件確認(注2) 国籍・在留資格等	○	○
要件確認(注2) 家計に関する基準	○	○

この欄に「候補者決定」と記載されている学生は右の書類を提出してください。

2．

	第一種奨学金（無利子）(注5)	第二種奨学金（有利子）	入学時特別増額貸与奨学金（有利子）
利用条件 (注2)(注3)	支援区分：第Ⅰ区分◆ 社会的養護を必要とする人	併用貸与の利用可 最高月額利用：可 猶予年限特例：対象	日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込：不要
申込時の選択内容 (注4) 貸与額	**********	最高月額	月額120,000円	一時金500,000円
返還方式	**********	所得連動返還方式	定額返還方式	定額返還方式
保証制度 (注6)	**********	機関保証	人的保証	人的保証
利率の算定方法	**********	**********	利率見直し方式	利率見直し方式

注１　給付奨学金は、国・地方公共団体から一定の要件を満たすことの確認を受けた学校（確認大学等）に進学しなければ採用されません。さらに、利用条件に「(私立理工農)」と記載のある人は、確認大学等のうち私立かつ理工農系の分野として国・地方公共団体から確認を受けた学科等に進学しなければ採用されません。給付奨学金の月額は「利用条件」欄に記載の「支援区分」、進学先の学校の学校種別、設置者（国公私）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）により定まります。なお、支援区分は、家計の状況により毎年度10月に見直されます。

注２　給付奨学金の支援区分に「◆」印がある人で生活保護世帯の自宅から通学する場合、又は、社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学する場合の給付奨学金の月額は、月額表（「給付奨学生採用候補者のしおり」参照）に記載の（ ）内の金額になります。

注３　給付奨学金の支援区分が第Ⅳ区分の人のうち、「(多子世帯)」と記載のある人は多子世帯として支援を受けることができます。また、「(私立理工農)」と記載のある人は、私立学校の理工農系の学科に進学した場合に理工農系として支援を受けることができます。

注４　貸与奨学金に係る「申込時の選択内容」に記載の内容は、「進学届」の提出時に改めて選択し直すことができます（「進学届」の提出により内容が確定し、その後は変更できない等の制限が発生することがあります。）。

注５　第一種奨学金の貸与月額は、進学先の学校の学校種別、設置者（国公私）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）により定まる金額（「貸与奨学生採用候補者のしおり」参照）の中から「進学届」にて選択します。ただし、第一種奨学金の「利用条件」欄に「最高月額利用：不可」と印字されている場合、「最高月額」は利用できません（「最高月額以外の月額」からの選択となります）。また、給付奨学金を併せて利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額が制限されます。

注６　海外大学進学者は「機関保証制度」「人的保証制度」への両方の加入が必要です。

(注意事項)

① 本通知に同封されている「給付奨学生採用候補者のしおり」又は「貸与奨学生採用候補者のしおり」を必ず読んでください。

② 国内大学等進学者は、裏面に記入のうえ、進学後すみやかに進学先学校に提出し、期限内に手続きをしてください。

③ 海外大学進学者は「貸与奨学生採用候補者のしおり」33ページに従って手続きを行ってください。

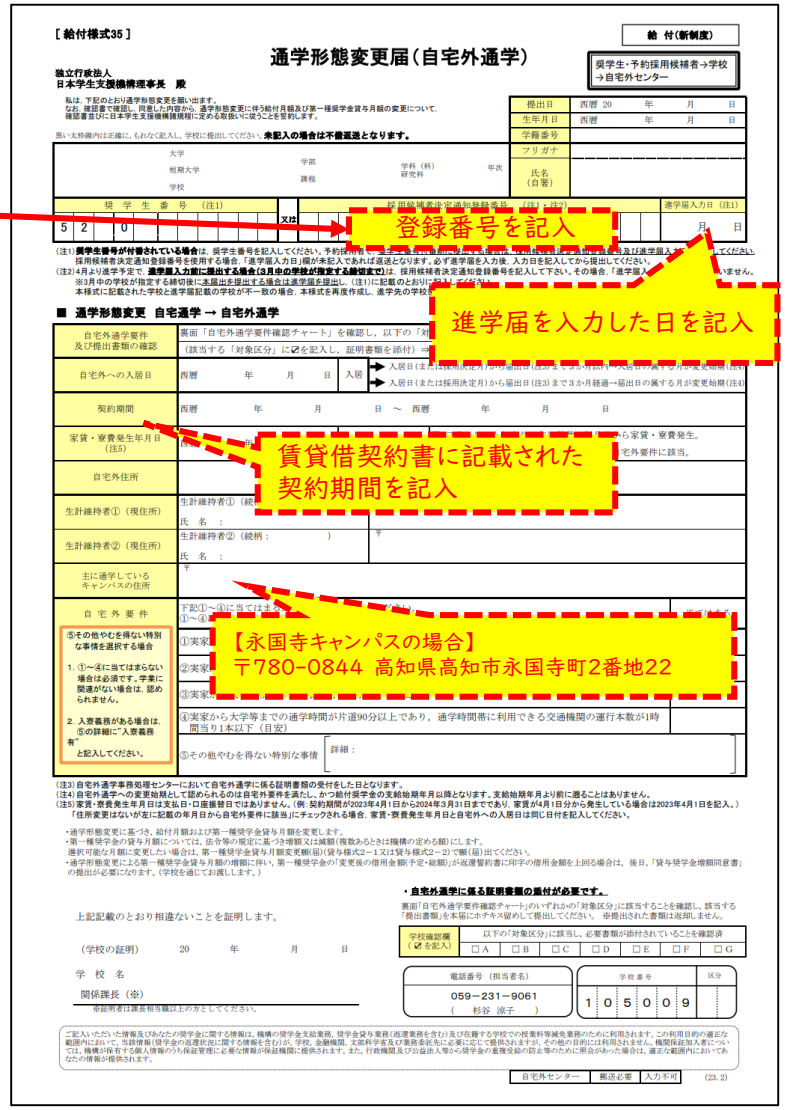

[給付様式35]

給 付(新制度)

奨学生・予約採用候補者→学校→自宅外センター

通学形態変更届（自宅外通学）

独立行政法人
日本学生支援機構理事長　殿

私は、下記のとおり通学形態変更を願います。
なお、確認書で確認し、同意した内容から、通学形態変更に伴う給付月額及び第一種奨学金貸与月額の変更について、確認書並びに日本学生支援機構規程に定める取扱いに従うことを誓約します。

提出日	西暦 20　年　月　日
生年月日	西暦　年　月　日
学籍番号	
フリガナ	
氏名（自署）	

黒い太枠線内は正確に、もれなく記入し、学校に提出してください。**未記入の場合は不備返送となります。**

大学 / 短期大学 / 学校　学部 / 課程　学科（科）/ 研究科　年次

奨学生番号（注1）	採用候補者決定通知登録番号（注1）又は	進学届入力日（注1）
5 2 0		月　日

登録番号を記入

進学届を入力した日を記入

■ 通学形態変更　自宅通学 → 自宅外通学

自宅外通学要件及び提出書類の確認	裏面「自宅外通学要件確認チャート」を確認し，以下の「対象区分」に☑を記入し，証明書類を添付
自宅外への入居日	西暦　年　月　日　入居 → 入居日（注2）… → 入居日（または採用決定月）から届出日（注3）まで３か月経過→届出日の属する月が変更始期（注4）
契約期間	西暦　年　月　日 ～ 西暦　年　月　日
家賃・寮費発生年月日（注5）	西暦　年　月　日　から家賃・寮費発生。自宅外要件に該当。
自宅外住所	
生計維持者①（現住所）	生計維持者①（続柄：　）　氏名：
生計維持者②（現住所）	生計維持者②（続柄：　）　氏名：　〒
主に通学しているキャンパスの住所	〒
自宅外要件	下記①～④に当てはまる場合は、☑を記入。①～④
⑤その他やむを得ない特別な事情を選択する場合 1．①～④に当てはまらない場合は必須です。学業に関連がない場合は、認められません。 2．入寮義務がある場合は、⑤の詳細に"入寮義務有"と記入してください。	①実家 ②実家 ③実家 ④実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であり，通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当り1本以下（目安）
	⑤その他やむを得ない特別な事情　詳細：

賃貸借契約書に記載された契約期間を記入

【永国寺キャンパスの場合】
〒780-0844 高知県高知市永国寺町2番地22

(注3) 自宅外通学事務処理センターにおいて自宅外通学に係る証明書類の受付をした日となります。
(注4) 自宅外通学への変更始期として認められるのは自宅外要件を満たし、かつ給付奨学金の支給始期年月以降となります。支給始期年月より前に遡ることはありません。
(注5) 家賃・寮費発生年月日は支払日・口座振替日ではありません。（例：契約期間が2023年4月1日から2024年3月31日までであり、家賃が4月1日分から発生している場合は2023年4月1日を記入。）
「住所変更はない方」記載の年月日から自宅外要件に該当にチェックされる場合、家賃・寮費発生年月日と自宅外への入居日は同じ日付を記入してください。

・通学形態変更に基づき、給付月額および第一種奨学金貸与月額を変更します。
・第一種奨学金の貸与月額については、法令等の規定に基づき増額又は減額（複数あるときは機構の定める額）にします。
選択可能な月額に変更したい場合は、第一種奨学金貸与月額変更願(届)(貸与様式2－1又は貸与様式2－2)で願(届)出してください。
・通学形態変更による第一種奨学金貸与月額の増額に伴い、第一種奨学金の「変更後の借用金額(予定・総額)」が返還誓約書に印字の借用金額を上回る場合は、後日、「貸与奨学金増額同意書」の提出が必要になります。(学校を通じてお渡しします。)

・自宅外通学に係る証明書類の提付が必要です。
裏面「自宅外通学要件確認チャート」のいずれかの「対象区分」に該当することを確認し、該当する「提出書類」を本届にホチキス留めして提出してください。　※提出された書類は返却しません。

上記記載のとおり相違ないことを証明します。

（学校の証明）　20　年　月　日

学校名

関係課長（※）

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

学校確認欄（☑を記入）	以下の「対象区分」に該当し，必要書類が添付されていることを確認済
	□A　□B　□C　□D　□E　□F　□G

電話番号（担当者名）	学校番号	区分
059－231－9061（杉谷 涼子）	1 0 5 0 0 9	

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の返還受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

自宅外センター　郵送必要　入力不可　(23. 2)